

## ⇩ 年末調整後に異動があった場合

**Q** : 年末調整後に子供が産まれましたが、税金の調整はどのようにすればいいのですか。

**A** : 翌年1月末日までの間に年末調整の再調整をすることができます。

### 【解説】

年末調整は、本年最後に給与の支払いをするときに行うことになっていますが、年末調整が終わった後に、給与等の追加支給があったり、扶養親族等の数に異動があった場合には、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとされている翌年1月末日までの間に年末調整の再調整ができることとされています。

具体的には次のとおりです。

#### ① 給与を追加支給した場合

年末調整が終了した後、その年中にその年分の給与を追加支給することとなった場合は、その追加支給する給与を含めたところで年税額を再計算し、当初の年末調整による年税額との差額を追加支給する給与の支払いをする際に徴収します。

#### ② 所得控除額に移動があった場合

年末調整終了後、その年12月31日までに出生、結婚等により扶養親族等の数に異動が生じた場合や生命保険料や損害保険料の追加支払いなどにより、所得控除額に異動が生じた場合は、それらの異動に関する申告書の提出を受け、異動後の状況により年末調整を行って、再調整後の年税額と当初の年税額との差額を還付します。なお、この場合には確定申告を行って税額を精算することもできます。

